

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第14回）議事要旨

1 日 時 平成19年11月1日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、山田事務室次長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員、草野専門調査員ほか

4 主な議題

- (1) 運営規則等の一部改正について
- (2) 申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 事務局から「岐阜地方第三者委員会運営規則」及び「岐阜地方第三者委員会事務手続要領・細則」の一部改正案について説明があり、事務局案のとおり決定された。

(2) 事務局から、継続審議となっている申立事案（国民年金3件）に係る追加調査の結果について報告を行った。次に、岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案（国民年金3件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、11月8日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第15回）議事要旨

1 日 時 平成19年11月8日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、山田事務室次長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について審議し、決定した。また、国民年金事案2件について保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

(2) 事務局から、継続審議となっている申立事案（国民年金1件）に係る追加調査の結果について報告を行った。次に、岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案（国民年金3件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、11月16日（金）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第16回）議事要旨

1 日 時 平成19年11月16日（金）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎2階 岐阜行政評価事務所 所長室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、山田事務室次長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員ほか

4 主な議題

- (1) 申立事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 事務局から、継続審議となっている申立事案（国民年金1件）について経過報告を行った。次に、岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案（国民年金3件、厚生年金2件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

- (2) 年金記録確認岐阜地方第三者委員会事務手続要領に基づき、継続審議となっている申立事案（国民年金1件）について、申立人の口頭意見陳述を受けた。
- (3) 次回は、11月22日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認岐阜地方第三者委員会（第17回）議事要旨

1 日 時 平成19年11月22日（木）13時30分～16時30分

2 場 所 岐阜合同庁舎4階 共用第3会議室

3 出席者

（委員会）浦田委員長、稲垣委員長代理、市川委員、市原委員、大熊委員

（岐阜行政評価事務所）大野所長 武内事務室長、山田事務室次長、松尾主任調査員、藤垣主任調査員ほか

4 主な議題

(1) 申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について審議し、決定した。

(2) 事務局から、継続審議となっている申立事案（国民年金2件）に係る追加調査の結果について報告を行った。次に、岐阜社会保険事務局から転送された新規申立事案（国民年金4件）についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立ての内容を裏付ける関連資料及び周辺事情にどのようなものがあり、それらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について議論された。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、12月6日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕